

＜相馬市 軽自動車税（種別割）身体障害者等減免判定＞

STEP1

軽自動車の車検証上の所有者は下記のいずれかに該当しますか？

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを交付されている方（以下、障がい者とする）
- ・18歳未満で、身体障害者手帳を交付されている方と生計を一にする方
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方と生計を一にする方

いいえ

はい

STEP2

軽自動車の運転者は下記①～③のいずれかに該当しますか？

- ①障がい者本人
- ②障がい者と生計を一にする方
- ③身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常時介護する方

いいえ

①はい

②はい

③はい

STEP3

障がいの等級は別表1に該当しますか？

いいえ

はい

はい

はい

STEP4(1)

軽自動車は障がい者の通学、通院、通勤、通所又は生業のために使用していますか？

いいえ

STEP4(2)

軽自動車は障がい者の方の通学、通院、通勤、通所又は生業のために一年以上継続して週3日以上使用していますか？

いいえ

減免対象

減免対象外

別表 1

身体障がい者の方（身体障害者手帳）

区分		減免の対象となる範囲											
		身体障がい者の方が自ら運転する場合						身体障がい者の方と生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合					
1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい		●	●	●	●			●	●	●	●		
聴覚障がい			●	●					●	●			
平衡機能障がい				●						●			
喉頭摘出による音声機能障がい				●									
上肢不自由		●	●					●	●				
下肢不自由		●	●	●	●	●	●	●	●	●			
体幹不自由		●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能	●	●					●	●				
脳病変による運動機能障がい	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障がい		●		●	●			●		●	●		
肝臓機能障がい		●	●	●	●			●	●	●	●		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい		●	●	●	●			●	●	●	●		

（注） 2つ以上の障害がある場合には、総合判断による級別により判断します。

戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区分		減免の対象となる範囲	
		戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合
視覚障がい		特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい		特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい		特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
喉頭摘出による音声機能障がい		特別項症から第2項症	-
上肢不自由		特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由		特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体幹不自由		特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、 ぼうこう又は直腸機能障がい		特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

（注） 旧として表示してある場合の第 7 項症は第 1 款症、旧第 1 款症は第 2 款症、旧第 2 款症は第 3 款症となります。
したがって、旧第 3 款症は該当しません。また、目症については該当しません。

知的障がい者の方（療育手帳）又は精神障がい者の方（精神障害者保健福祉手帳）

区分		減免の対象となる範囲	
		障がい者本人、障がい者の方と生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合	
療育手帳		A(重度)	
精神障害者保健福祉手帳		1級 （注） 自立支援医療受給者証（精神通院医療に係わるものに限る）又は重度 心身障害者医療費受給者証の交付を受けている方に限る	